

2021年4月22日

熊本県知事

蒲島 郁夫 殿

U A ゼンセン 熊本県支部
支部長 梶田 秀治



新型コロナワクチンの円滑な接種対策などに関する要請

U A ゼンセンの組合員は、新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、医療・介護、小売、飲食、ホテル、物流・交通、医薬品等製造販売など、顧客と接し感染リスクが高い業種や生命に係わる業種で多く働いています。

医療従事者に対する新型コロナワクチンの優先接種が進められ、3月21日には緊急事態宣言が全ての地域で解除されましたが、一部の地域で感染再拡大の兆候が表れています。コロナ感染の第4波を回避するためには、ワクチンの円滑な接種体制の構築、感染防止策の徹底、病床の確保、変異株や無症状者に対する検査体制の強化などが求められます。

つきましては、労働者が安全で健康に安心して就業が続けられるよう、特にワクチンの円滑な接種対策と感染防止など地域の暮らしを守る対策について、下記のとおり要請致します。

記

1. 新型コロナワクチンの円滑な接種対策

- (1) 市町村が居宅サービス事業者の従事者を高齢者施設の従事者に含める場合に適切かつ迅速な判断が行われるよう、市町村との連携を強化すること。特に、感染が再拡大している地域については、居宅サービス事業者の従事者を高齢者施設の従事者に含める場合に国が示す要件に基づき、病床のひっ迫程度を精査するなど、早急な準備を行うこと。【注1】
- (2) 優先接種の対象となる労働者や住民がワクチンに関する情報を適切に得ることができ、情報提供体制を早急に整備すること。
- (3) ワクチンの接種は対象者自身が判断することを前提に、接種を希望しないことで差別を受けない対策を講じること。

2. 感染防止など地域の暮らしを守る対策

- (1) 住民に対し、政府分科会が示す「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる5つの場面」の回避、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」の周知を一段と強化すること。
- (2) 事業継続が強く求められる医療・介護、小売、保育、物流・交通など、特に顧客に接する職場におけるPCR検査等の実施やマスク、手袋、消毒液、アクリル板等の優先的確保を支援すること。
- (3) マスク着用や手指消毒、来店時間帯の分散、一定時間内の滞在、来店人数の制限など、顧客に対する感染防止対策の周知徹底を行うこと。あわせて、飲食店における感染防止対策について、厚生労働省が作成した、飲食店側が利用客に対して働きかけやすくするためのチラシや店内掲示物などの活用を促すこと。【注2】
- (4) 感染拡大の長期化で地場産業や業種（飲食店・観光業・イベント業・百貨店など）が窮境状況に追い込まれている状況を踏まえ、「地域在籍型出向等支援協議会」が開催されていますが会議を通じて出向による雇用維持を支援すること【注3】や事業継続あるいは生活支援の対策を講じること。

以上

【注1】 居宅介護サービス従事者に対するワクチン接種

国は、新型コロナワクチンの接種順位について、重症化リスクや医療提供体制を踏まえ、①医療従事者等、次に②高齢者、その次に③高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者を示している。

厚労省は3月3日、都道府県宛に「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（改正）発出し、感染が拡大し、地域において病床が逼迫する場合には、在宅の要介護者や要支援者が感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合があり、居宅サービス事業所等の従事者もこうした自宅療養を余儀なくされる高齢の患者等に直接接することが考えられることを踏まえ、市町村の判断によって、自宅療養を余儀なくされる高齢の患者や濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向のある居宅サービス事業所等について当該事業所等に従事する者でそうした介護サービスの提供等を行う意思を有する職員については、高齢者施設等の従事者の範囲に含むことができることを示した。

具体的な要件は以下のとおり。

- ① 市町村が（必要に応じて都道府県にも相談した上で）、地域状況等を踏まえ、在宅の要介護高齢者や要支援者が自宅療養を余儀なくされ、こうした者に対する介護サービスの継続が必要となることが考えられると判断
- ② 居宅サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向を市町村に登録
- ③ ②の事業所等の従事者が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する

【注 2】飲食店における感染防止対策

厚労省は 3 月 23 日、「飲食店における感染防止対策について（店内掲示物の提供）」を発表した。飲食店における感染防止対策として、飲食店の利用客が「食事中以外はマスクを着用」すること、「大声を出さない」ことなどの協力について、飲食店側が利用客に対して働きかけやすくするためのチラシや、店内掲示物のデザインを作成したものである。

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryoukikan-fukushishisetsu.html#h2_4

【注 3】地域在籍型出向等支援協議会

全国在籍型出向等支援協議会（2 月 17 日開催、連合本部が構成員）に加え、各都道府県でも地域協議会を開催し、出向の送出企業や受入企業の情報・開拓、出向支援のノウハウ・好事例の共有、各種出向支援策など、地域レベルで出向を具体的に支援する。地方連合会も構成員の一つ。